

令和5年度

# 農業労働賃金・機械利用料金標準表

＝令和5年4月1日から適用＝

## 農業労働賃金

作業名	単位	賃金	備考
農作業一般	1時間	860円	◆標準賃金は男女の格差はつけない。 ◆標準賃金であり、作業内容の難易度によって <b>双方協議のうえ決定</b> してください。
果樹作業一般	1時間	860円	
果樹収穫（さくらんぼ収穫基準）	1時間	900円	
果樹剪定	1時間	1,650円	

## 機械利用料金

作業名	単位	料金	備考	
乾田耕うん（荒おこし）	10a	8,500円	◆機械利用組合への委託の場合は、委託する <b>組合協定料金</b> による。	
くれぎり（二番耕）	10a	4,400円		
乾田代かき	10a	6,800円		
畑耕うん	10a	8,300円		
機械田植	10a	7,700円	◆耕地の遠近や分散、全作業の難易度等の考慮については <b>双方の話し合い</b> による。	
バインダー刈取	10a	10,400円		
ハーベスタ脱穀	10a	11,300円		
コンバイン刈取	10a	21,500円	◆バインダー刈取はひも付き・刈り倒しのみとする。	
乾燥料 （粃摺り料込）	生粃	60kg	2,100円	◆ハーベスタ脱穀は補助作業員を除く。
	半乾	60kg	1,700円	
粃摺り	60kg	850円		
くろぬり（片面）	1m	60円		

作業員の安全確保のために必ず傷害保険に加入しましょう。  
（保険料は別途双方協議のこと）

田畑の貸借など、農地については  
地元の農業委員や農地利用最適化推進委員、  
農業委員会事務局にお気軽にご相談ください。